

3.2 本学著作権処理の現状と課題

3.2.1 著作権処理の必要性

人間が知的な創作活動によって何かを創り出した場合には、「知的財産権（知的所有権）」という権利によって保護されている。この知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権等の産業的な創作物を保護の対象とする「工業所有権」や、小説、音楽、映画等の文化的な創造物を保護の対象とする「著作権」等がある。工業所有権は登録しなければ権利が発生しないが、著作権は、著作物が創作された時点で自動的に権利が発生し、原則として著作者の生存間及びその死後50年間保護される。したがって、著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で利用すると、一部の例外を除き著作権侵害となる。

雑誌、図書、ビデオ、学位論文等の資料を、電子図書館で利用するためには、これら著作物の一つ一つについて、著作権処理が必要か否かを図1の権利処理のプロセスに照らし合わせて確認し、必要な場合には、著作者等著作権者の許諾を得なければならない。

3.2.1.1 著作物か？

著作権法上、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条第1項第1号）（（ ）内は著作権法の条項を指す。以下同様）と定義されている。

雑誌、図書、論文等は言語の著作物、ビデオは映画の著作物とされ、いずれも「著作物」である。

3.2.1.2 保護対象か？

以下に該当する著作物は、著作権法による保護を受ける。（第6条）

- ・日本国民の著作物
- ・最初に日本国内において発行された著作物
- ・条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

（わが国は、ベルヌ条約等により、欧米諸国を始めとして世界の大半の国々と著作物を互いに保護し合う関係にある）

本学で電子化の対象とする資料は、そのほとんどが国内または欧米の資料であり、いずれも著作権法の「保護対象」である。

3.2.1.3 保護期間内か？

著作権の保護期間は、原則として著作者が著作物を創作した時点から著作者の生存間及びその死後 50 年間（第 51 条）、団体名義の著作物や映画の著作物等は公表後 50 年間（第 53 条、第 54 条）とされている。

本学の教育研究分野は、「情報科学」「バイオサイエンス」「物質創成科学」というとりわけ最新の学術情報が必要とされる学術分野である。このため、本学で電子化の対象とする資料も、そのほとんどが近年のものであり、「保護期間内」のものである。

3.2.1.4 自由に利用できるか？

著作権法では、「権利制限規定」と呼ばれる例外規定により、特定の例外的な場合には、権利者の了解を得ずに著作物等を無断で利用できるとされている。しかし、この権利制限規定（第 30 条～第 50 条）は、あくまでも例外的な場合について著作権制度の趣旨に添って著作権を制限するものであって、利用する側に有利な権利を与えているものではない。また、それによって、著作権者の利益を不当に害したり、著作物の通常の利用が妨げられたりしてはならない。

著作物を電子化（デジタル化）することも「複製」に該当することから、権利制限規定のうちで電子図書館に関わるものとして、「図書館等における複製」を規定した著作権法第 31 条が上げられる場合がある。その第 2 号では、「図書館資料の保存のため必要がある場合」には、著作権者の許諾を得ずに著作物を複製することができる」とされている。しかし、この規定は、稀観本等の損傷、紛失を防ぐための複製といった真に「保存の必要性」がある場合に限定されるべきであり、電子図書館での利用のための複製には該当しないという解釈が一般的である。

また、電子化した資料をネットワークを介して利用者に提供する場合には、「公衆送信権」等が関わってくるが、これらの権利については、図書館等での利用についての権利制限規定はない。

このため、電子図書館での利用については、著作物を著作権者に無断で利用できる場合には該当せず、著作物を自由に利用することはできない。

3.2.1.5 どういう権利が関わってくるか？

資料を電子化して蓄積し、ネットワークを介して利用者に提供するという電子図書館での利用の際には、その処理の過程において、それぞれ以下のような著作権法上の権利が関係してくると考えられる。

これらの権利は、著作物の利用に関してその著作権者に排他的に付与されたものであり、著作権者に無断でこのような処理を行えば、著作権侵害となる。

- ・ 著作物をデジタル化し、ハードディスク等の装置に蓄積すること。
 - ・・・「複製権」(第 21 条)、「公衆送信権 (送信可能化)」(第 23 条)
(また、イメージ情報としてではなく、文字 (テキスト) 情報として著作物をデジタル化する場合には、完全な形でのデジタル化が難しいという問題があるが、この場合には、「同一性保持権」(第 20 条) が関係してくる)
- ・ 蓄積した情報をネットワークを経由して提供すること。
 - ・・・「公衆送信権」(第 23 条)
(ただし、有線で同一構内の場合は公衆送信権は発生しない (第 2 条第 1 項第 7 号の 2))
- ・ 蓄積した情報をプリンタで印刷すること。
 - ・・・「複製権」(第 21 条)

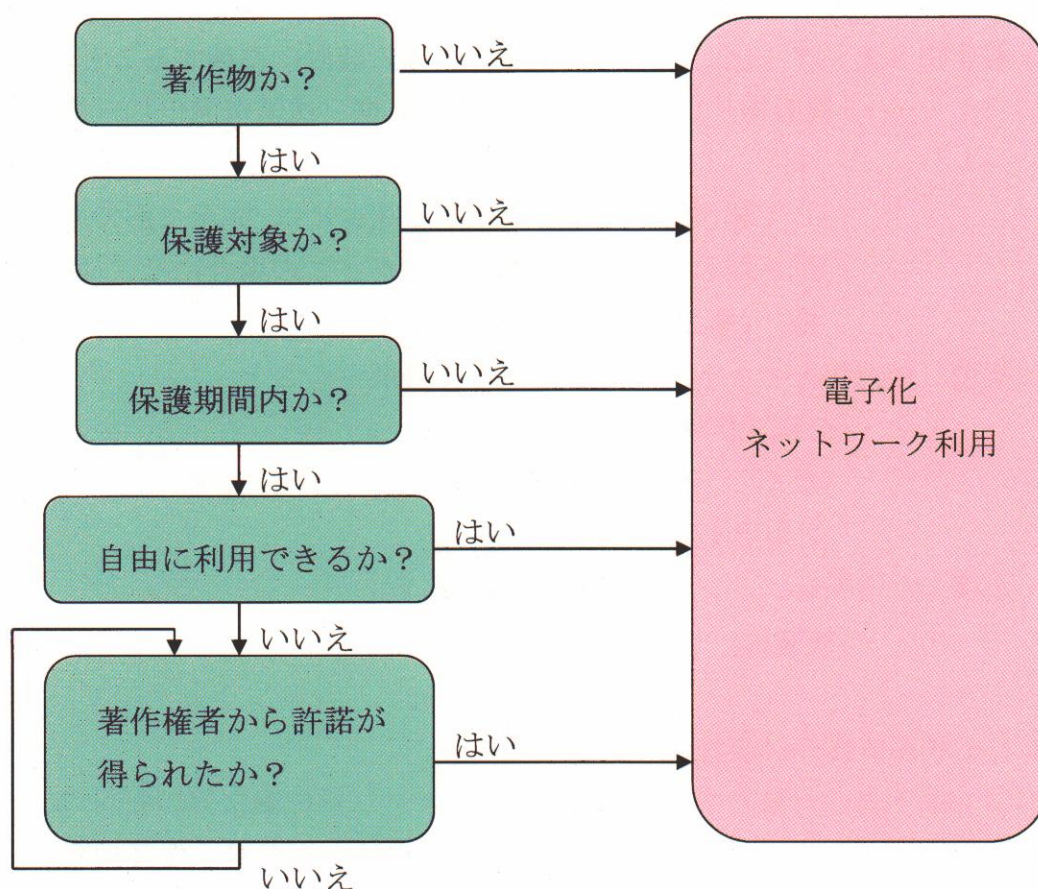
3.2.1.6 利用許諾の必要性

本学で電子化の対象とする雑誌、図書、ビデオ、学位論文等の資料は、いずれも「著作物」であり、「保護対象」であり、そのほとんどが「保護期間内」のものである。また、電子図書館での利用は、著作権法上の権利制限規定には該当しないため、著作物を著作権者に無断で自由に利用することはできない。

一つの資料を電子化して蓄積し、ネットワークを介して電子図書館の利用者に提供することは、大勢の利用者が同じ一つの資料を同時に利用できるということであり、著作権者の立場から見れば、自らが専有する複製権や公衆送信権を侵害する行為であり、また、自らの経済的利益を損なう可能性のある行為となる。

したがって、著作物を電子図書館で利用するためには、事前に著作権者から利用の許諾を得ておかなければならない。

図1. 権利処理のプロセス



3.2.2 本学著作権処理の基本方針

本学電子図書館の構築にあたっては、その創設当初より、「著作物の利用の許諾」について規定した著作権法第63条に基づいて、電子化する雑誌や図書等の個々の著作権者から利用の許諾を得ることを基本として許諾交渉を行っている。

また、許諾を得るにあたっては、利用方法や利用の範囲等許諾を得たい内容や利用の条件を明確にして著作権者に説明した上で、できる限り承諾書や協定書といった文書の形で許諾を得ることとしている。

3.2.2.1 許諾の手続き

許諾手続きの基本的な流れは、以下のとおり。

- (1) 電子化利用の許諾を得たい資料について、著作権者が誰かを調査する。

- (2) 著作権者に対し、著作物利用の許諾を依頼する。電話やメール等で趣旨説明をした上で、見込みがあれば、正式な依頼文書を送付する。
- (3) 次に、著作権者のもとに直接出向き改めて趣旨説明を行った上で、許諾範囲や条件等について、対価を要求される場合には、許諾料の額も含めて、条件交渉を行う。
- (4) こうして、双方合意に達した場合には、許諾内容及び条件の相互確認のため、承諾書を提出してもらるか、あるいは協定書等を取り交わして契約する。許諾料が必要な場合には、このあと支払いの手続きを行う。

3.2.2.2 許諾内容及び条件

承諾書や協定書等に明記している主な許諾内容及び条件は、以下のとおり。

- (1) 資料の内容をデジタル化してハードディスク、磁気テープ等に蓄積し、データベースを作成すること。
- (2) 資料から検索情報（書誌情報、目次情報、全文検索情報）を作成し、データベースに蓄積すること。
- (3) データベースを検索し、本文情報の閲覧及び印刷、または映像情報の視聴を行うこと。
- (4) 本文情報の閲覧・印刷または映像情報の視聴を、学内利用者限定、あるいは学外利用者にも公開すること。

3.2.3 本学での許諾交渉の経過

3.2.3.1 許諾交渉体制の整備

- (1) 著作権許諾についての基本方針や諸問題を検討するため、附属図書館運営委員会の下に著作権専門部会を設置する。（平成6年度）
- (2) 許諾交渉の際の基礎となる依頼文書の様式を作成する。
- (3) 著作権者と合意に達した際に取り交わす協定書（許諾内容及び条件等について詳細に記述したもの）及びその簡略版である承諾書の様式を作成する。
- (4) 著作権料が予算化され、有償での許諾交渉が可能となる。（平成8年度）
- (5) 教職員を東京等に派遣し、著作権者と直接面談による交渉を実施する。
- (6) 学内生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート等の電子化について、承諾書の様式、取扱方法等を決める。
- (7) 著作権法及び著作権許諾条件遵守のため、学内利用者へ電子化資料利用にあ

たつての誓約書の提出を義務づける。

- (8) 本学で行われる講演・講義内容のデータベース化について、承諾書の様式、取扱方法等を決める。(平成 11 年度)
- (9) 電子化資料の充実・拡大を図るため、著作権許諾とデータベース構築を専門に担当する専門職員が配置される。(平成 11 年度)
- (9) 本学教官が研究代表者となっている科学研究費研究成果報告書の電子化について、承諾書・委任状の様式、取扱方法等を決める。(平成 13 年度)

3.2.3.2 平成 13 年度までの経過

- (1) 当初、本学教官の協力を得て、教官が関係する学協会や企業等を中心に、学協会誌や企業誌について、無償での許諾を基本として交渉を進める。
- (2) 著作権料が予算化されたことにより、平成 8 年度以降、必要な場合には、相応の許諾料を支払う方針に転換する。
- (3) 平成 10 年度以降は、学協会誌については、著作権集中処理機関である学術著作権協会を通じて、また、平成 11 年度以降、商業誌や図書は、国内の商業出版社や大学出版会を中心に、いずれも有償での許諾交渉を進めた。

3.2.3.3 平成 14 年度の取り組み

- (1) 近年における電子ジャーナルの急速な普及等の学術情報環境の急激な変化に対応するため、インターネットで利用できるものについては、これを積極的に活用し、本学独自での電子化は行わないという方向に方針を転換した。
- (2) これまで学内限定利用という条件のもとに電子化した資料について、学外への公開を進めるため、著作権者と改めて交渉を行った。
- (3) 既に許諾を得ている出版社の新刊等の未電子化図書について、教官選定により拡充を図った。
- (4) 既に許諾を得ている学協会及び出版社の雑誌について、許諾更新の交渉を行った。
- (5) 平成 14 年度は、図書 129 冊、雑誌 2 タイトル、講演・講義 37 件の許諾を得た。また、本学で電子化した東京大学出版会の図書を、生駒市図書館北分館の特定端末からインターネット経由で同館利用者に利用させるという試みを、同出版会の許諾を得て開始した。

表1 図書・雑誌の年度別許諾状況（平成15年3月末現在）

区分 (単位)	所蔵数 a		平成6～9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		許諾累計		
			申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数 b	許諾数 c	許諾率(%) 上段c/b 下段c/a
図書 (冊)	38,176	機関数	27	9	16	4	7	4	7	4	8	4	3	3	68	28	41
		冊数	-	66	-	100	-	94	-	197	-	134	-	129	-	720	1.9
雑誌 (タイトル)	1,119 外国707 国内412	機関数	81	40	38	12	27	7	7	4	9	9	2	2	164	74	45
		タイトル数	-	131	-	19	-	17	-	39	-	18	-	2	-	226	20.2

3.2.4 現状

3.2.4.1 利用許諾数

平成15年3月末現在の許諾数は、表1のとおり、図書720冊、雑誌226タイトルであり、表には出ていないがビデオ（講演・講義を含む）は182タイトルである。図書と雑誌について、本学全体の蔵書冊数と比較した場合の許諾率は、図書は1.9%、雑誌は20.2%となる。

3.2.4.2 許諾内容の分析

表2は、図書と雑誌について、これまでの交渉結果を機関の種別毎に、依頼機関数、許諾機関数、許諾文書の様式等で集計したものである。これによると、依頼した機関の47.4%の機関で許諾が得られており、その内の38.9%が学内教官の協力によるものである。

また、企業及びその他機関についてはすべて無償許諾であり、無償許諾の割合は全体の75%である。ただし、最近の許諾分についてはそのほとんどが有償許諾である。平成11年度以降については、無償許諾は2機関のみであり、同一雑誌の許諾更新の場合を除いて、他はすべて有償許諾となっている。

許諾文書の様式については、簡略な承諾書の割合が高い。

表2 図書・雑誌の機関別許諾状況（平成15年3月末現在）

機関種別	依頼		許諾		許諾文書の様式				
	機関数	機関数	うち教官仲介	うち無償	協定書	承諾書	相手側作成	その他	
学協会	国内	36	26	9	18	11	13	1	1
	外国	15	0	0	0	0	0	0	0
	計	51	26	9	18	11	13	1	1
商業出版社	国内	51	21	9	15	1	18	0	2
	外国	20	4	2	0	0	1	3	0
	計	71	25	11	15	1	19	3	2
企業	国内	26	18	8	18	4	9	1	4
	外国	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	26	18	8	18	4	9	1	4
その他機関	国内	4	3	0	3	0	2	0	1
	外国	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	3	0	3	0	2	0	1
合計	国内	117	68	26	54	16	42	2	8
	外国	35	4	2	0	0	1	3	0
	計	152	72	28	54	16	43	5	8

注) 上記の数字は、機関ごとにまとめたもの。学術著作権協会を通じて許諾を得たものについても、許諾機関（学協会）ごとに計上している。

注) 許諾文書の様式

- 協定書 ……本学で原案作成したもの。詳細版。
- 承諾書 ……本学で原案作成したもの。簡略版。
- 相手側作成 ……基本的に原案を相手側が作成したもの。
- その他 ……正式な文書の形で残していないもの。（電子メール文等）

3.2.4.3 回答保留・拒否の理由

これまで許諾を依頼した機関のうち、半数以上の機関で許諾が得られなかった。回答保留または拒否の理由の主なものは、以下のとおりである。

- ・業界全体のコンセンサスが取れていない。または業界内で考え方が流動的であり結論が出せない。
- ・販売部数が落ちる恐れがある。
- ・著作権が集中していない。または著作権がない。投稿規定の見直しが必要。
- ・電子ジャーナルの利用を推奨する。

- ・有料利用に向けて料金徴収方法等を検討中。
- ・データの流出が心配である。

3.2.4.4 現在の取り組み

平成14年度より、近年の電子ジャーナルの急速な普及等学術情報を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、インターネットで利用できるものについては、これを積極的に利用する方向に方針転換が図られた。

平成15年度についても、本学独自の学外資料の電子化は、これ以上拡大せず、学内著作物の電子化、講演・講義のデジタル化の一層の拡充とその学外公開を進めていくため、以下のような取り組みを行っている。また、これまで学内限定利用という条件のもとに電子化した資料を、可能なものから順次学外へ公開していくための活動も進めている。

(1) 学内著作物の電子化の拡充と学外公開の推進

学位論文、テクニカルレポート、科学研究費研究成果報告書等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(2) 学内講演・講義のデジタル化と学外公開の推進

学内で行われる講演・講義のビデオ映像等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(3) 既に許諾を得ている出版社の図書への拡充

既に許諾を得ている出版社の新刊等未購入の図書について、教官選定により拡充を図る。

(4) 国内商業出版社の学術雑誌について

既に許諾を得ているものについては、当面引き続き電子化を行う。

(5) 国内学協会誌について

既に許諾を得ているものについては、当面引き続き電子化を行う。ただし、その他の国内学協会誌については、国立情報学研究所の電子図書館サービス（NACSIS-Electronic Library Service (NACSIS-ELS)）によって電子ジャーナルでの提供が進められているため、これ以上の拡大は行わない。

(6) その他国内雑誌（企業誌等）について

既に許諾を得ているものについては、当面引き続き電子化を行う。

(7) 外国雑誌について

既に無償での許諾を得ているものについてのみ、当面引き続き電子化を行う。

3.2.5 今後の課題

3.2.5.1 電子化資料の学外公開の推進

電子化資料の学外公開を進めていくためには、まず、学内利用限定で許諾を得ている電子化資料の著作権者に対し、学外公開の可能性とその際の条件等について、改めて交渉を行う必要がある。

電子化資料の学外公開にあたっては、権利者への適正な著作権使用料の支払いが不可欠となる。このため、より詳細で正確なアクセス情報の把握と、その情報に基づいて利用者に課金するためのシステムを構築する必要がある。

また、学外公開の場合には、電子化利用にあたって著作権者の多くが不安を訴えるデータの不正コピーの問題が、より一層深刻となる。これを防止するための方策としては、電子透かしの埋め込みや暗号化、不正利用をネットワーク上で監視する仕組みの導入等があるが、これらのセキュリティ技術を活用して電子化資料を技術的に保護する手段を講じる必要がある。

3.2.5.2 著作権集中処理機関の統合

平成13年10月に施行された著作権等管理事業法によって、著作権を集中的に管理する事業についての大幅な規制緩和が実施されたことにより、現在では多数の管理事業者が著作権の集中管理を行っている。

学協会出版物については、学術著作権協会からの委託を受けて平成14年4月から業務を開始した(株)学術著作権処理システムが、電子化利用も含めた複写許諾業務を行っているが、学協会出版物以外のものについては、現時点では、電子化利用のための著作権の集中管理は行われておらず、著作権者と個別に交渉しなければならない。

現在、著作物の複写に関しては、上記の(株)学術著作権処理システム以外に、(社)日本複写権センターと(株)日本著作出版権管理システムがあり、3者がそれぞれ著作権者の委託を受けて、著作権の管理事業を行っている。このように管理団体が複数存在することは、利用者の立場からすると、大変困った状況である。著作物の複写だけでなく、電子化利用についても、著作権等を集中的に管理し、利用許諾契約、使用料の徴収と権利者への分配の業務を一括して行う著作権処理機関の一本化が望まれる。

3.2.5.3 電子化利用に対応した著作権法の見直し

平成13年12月に出された文化審議会著作権分科会の「審議経過の概要」の緒言の中では、権利に関する基本的な法制の整備、司法救済制度の充実、国際的課題への積極的対応の必要性とともに、権利の実効性の確保と著作物等の円滑な利用の促進のための、「コピープロテクション」や「電子透かし」等の技術の活用、契約システムの開発・改善、著作権教育の充実の必要性が謳われている。

現行の著作権法の下では、著作物を電子図書館で利用するためには、事前に個々の著作権者から利用の許諾を得なければならない、このことは、著作物の電子化利用の大きな障害となっている。

著作物の電子化利用を拡大していくためには、著作者等の権利を保護しつつ著作物等の円滑な流通を促進し、権利者・利用者双方の利益を増進させるような「契約システム」の構築、それも適正な著作権料の支払いを前提としたシステムの構築が必要であり、このようなシステムを実現するためには、電子化利用に対応した著作権法の見直しが必要である。

